

宮城県建築基準条例新旧対照表（抜粋）

改正後

第一条～第十七条（略）

（建築物に関する構造計算適合性判定手数料）

第十七条の二 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請又は法第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定の求めをしようとする者からは、当該申請又は求めに係る建築物一棟につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収するものとする。

- 一 法第二十条第一項第二号イ又は第三号イの構造計算が同項第二号イ又は第三号イに規定するプログラム（規則で定めるものに限る。）により行われた場合次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

床面積の合計	手数料の額
千平方メートル以内のもの	十三万六千円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十五万六千円
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十七万六千円
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	二十一万六千円
五万平方メートルを超えるもの	三十五万六千円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

現行

第一条～第十七条（略）

（建築物に関する構造計算適合性判定審査手数料）

第十七条の二 前条第一項の場合において、申請又は通知に係る建築物の計画に法第六条第五項又は法第十八条第四項の規定による審査を受けるべき建築物の計画が含まれているときは、前条第一項の手数料のほか、一棟につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収するものとする。

- 一 法第二十条 第二号イ又は第三号イの構造計算が同条第二号イ又は第三号イに規定するプログラム（規則で定めるものに限る。）により行われた場合次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

床面積の合計	手数料の額
千平方メートル以内のもの	十四万円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十六万円
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十八万円
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	二十二万円
五万平方メートルを超えるもの	三十六万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

収入証紙により納入しなければならない。ただし、第十七条の二第一項に規定する手数料は、同項の規定による申請又は求めの際に、知事が発行する納入通知書により納入しなければならない。

第二十一条～第二十七条（略）

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第二項の規定による通知がされた建築物に係る改正前の第十七条の三第一項に規定する手数料については、なお従前の例による。

収入証紙により納入しなければならない。ただし、第十七条の三第一項に規定する手数料は、同項の規定による申請又は求めの際に、知事が発行する納入通知書により納入しなければならない。

第二十一条～第二十七条（略）